

(国税通則法の一部改正)

第五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(納付の手續)

第三十四条 省 略

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙を貼ることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 省 略

4 国税を納付しようとする者でこの法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの(以下この項において「国外納付者」という。)は、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、金融機関の営業所、事務所その他これらに類するもの(この法律の施行地外の地域にあるものに限る。以下この項において「国外営業所等」という。)を通じてその税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の職員の預金口座(国税の納付を受けるために開設されたものに限る。)に対して払込みをすることにより納付することができる。この場合において、その国税の納付は、当該国外納付者が当該金融機関の国外営業所等を通じて送金した日においてされたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

(過少申告加算税)

第六十五条 省 略

2 省 略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 期限内申告税額 期限内申告書(次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。)の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金

(納付の手續)

第三十四条 同 上

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙を貼ることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 同 上

(過少申告加算税)

第六十五条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、地方
法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金
の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）
イ 所得税法第九十五条（外国税額控除）若しくは第六十五条の六
（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき
金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る同法第二百二十条第一項

第四号（確定申告書の記載事項）（同法第六十六条（非居住者に
対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する源泉徴収
税額に相当する金額、同法第二百二十条第二項（同法第六十六条に
おいて準用する場合を含む。）に規定する予納税額又は災害被害者
に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律
第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定により軽減
若しくは免除を受けた所得税の額

ロ 法人税法第二条第三十八号（定義）に規定する中間納付額、同法
第六十八条（所得税額の控除）（同法第四十四条（外国法人に
係る所得税額の控除）において準用する場合を含む。）、第六十九
条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における
所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国
税額の控除）若しくは第四百四十四条の二（外国法人に係る外国
税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第九十
条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第四十五
条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）の規定に
より納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は
更正があった場合には、その申告又は更正後の法人税の額）

ハ 省 略
ニ 相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第
二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十一条の
十五第三項及び第二十一条の十六第四項（相続時精算課税に係る
相続税額）の規定による控除をされるべき金額

4・5 各省略

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

イ 所得税法第九十五条（外国税額控除）若しくは第六十五条の六
（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき
金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る同法第二百二十条第一項

第五号（確定申告書の記載事項）（同法第六十六条（非居住者に
対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する源泉徴収
税額に相当する金額、同法第二百二十条第二項（同法第六十六条に
おいて準用する場合を含む。）に規定する予納税額又は災害被害者
に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律
第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定により軽減
若しくは免除を受けた所得税の額

ロ 法人税法第二条第三十八号（定義）に規定する中間納付額、同法
第六十八条（所得税額の控除）（同法第四十四条（外国法人に
対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九
条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における
所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国
税額の控除）若しくは第四百四十四条の二（外国法人に係る外国
税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第九十
条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第四十五
条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）の規定に
より納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は
更正があった場合には、その申告又は更正後の法人税の額）

ハ 同 上
ニ 相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第
二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十一条の
十五第三項及び第二十一条の十六第四項（相続時精算課税に係る
贈与税相当額の控除）の規定による控除をされるべき金額

4・5 同上

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の二 省略

2 5 4 省略

5 法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下この項において同じ。）についての調査通知（第六十五条第五項（過少申告加算税）に規定する調査通知をいう。以下この項において同じ。）があつた後にその納税地に異動があつた場合において、その異動前の納税地（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する国税局長又は税務署長が必要があると認めるときは、旧納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員は、その異動後の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に代わり、当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）に係る第一項第二号又は第三号に定める者に対し、同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることができる。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「あつては法人の納税地」とあるのは「あつては法人の旧納税地（次項に規定する旧納税地をいう。以下この項において同じ。）」と、「同項第二号ロ」とあるのは「第一項第二号ロ」と、「連結親法人の納税地」とあるのは「連結親法人の旧納税地」と、「納税地」とあるのは、「旧納税地」と、「事業者の納税地」とあるのは「事業者の旧納税地」と、「（納税地）」とあるのは「（旧納税地）」とする。

（特定事業者等への報告の求め）

第七十四条の七の二 省略

2 省略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 省略

四 特定事項 次に掲げる事項をいう。

イ・ロ 省略

ハ 番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）において「個人番号」という。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））

第七十四条の二 同上

2 5 4 同上

（特定事業者等への報告の求め）
第七十四条の七の二 同上
2 同上
3 同上

一 三 同上

四 同上

イ・ロ 同上

ハ 番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において「個人番号」という。）又は同法第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））

4 5 6 省 略

(再調査の請求書の記載事項等)

第八十一条 省 略

2 省 略

3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長(以下「再調査審理庁」という。)は、再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならぬ。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

4 再調査の請求人は、前項の補正を求められた場合には、その再調査の請求に係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面を確認することによつても、これを行うことができる。

5 省 略

(審査請求書の補正)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求書が第八十七条(審査請求書の記載事項等)又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならぬ。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 審査請求人は、前項の補正を求められた場合には、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面を確認することによつても、これを行うことができる。

(納税管理人)

第一百七十七条 省 略

2 省 略

3 第一項の場合において、同項の納税者が前項の規定による納税管理人

4 5 6 同 上

(再調査の請求書の記載事項等)

第八十一条 同 上

2 同 上

3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長(以下「再調査審理庁」という。)は、再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならぬ。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

4 再調査の請求人は、前項の補正を求められた場合には、その再調査の請求に係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

5 同 上

(審査請求書の補正)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求書が第八十七条(審査請求書の記載事項等)又は第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならぬ。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

2 審査請求人は、前項の補正を求められた場合には、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

(納税管理人)

第一百七十七条 同 上

2 同 上

の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、当該納税者に対し、第一項に規定する国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「特定事項」という。）を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（第五項において「指定日」という。）までに、前項の規定による納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4| 第一項の場合において、同項の納税者が第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる。

5| 第三項の国税局長又は税務署長は、同項の納税者（以下この項及び第七項において「特定納税者」という。）が指定日までに第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人（次項及び第七項において「特定納税管理人」という。）として指定することができる。

一| 当該特定納税者が個人である場合 次に掲げる者

イ| 当該特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ| 当該特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ| 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引を当該特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

二| 当該特定納税者が法人である場合 次に掲げる者

イ| 当該特定納税者との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつて

は、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。イにおいて同じ。）又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式（投資口を含む。イにおいて同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある法人

ロ 当該特定納税者の役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。ロにおいて同じ。）又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ 前号ロ又はハに掲げる者

6 前項の国税局長又は税務署長は、同項の規定により特定納税管理人を指定した場合において、当該特定納税管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定納税管理人の指定を解除するものとする。

7 前二項の国税局長又は税務署長は、第五項の規定により特定納税管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定納税管理人の指定を解除したときは、特定納税管理人又は特定納税管理人であつた者及び特定納税者に対し、書面によりその旨を通知する。

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長

又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下この条において「税務書類」という。）を提出する者は、当該税務書類にその氏名（法人については、名称。以下この条において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。）を記載しなければならぬ。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該税務書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該税務書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長

又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下この条において「税務書類」という。）を提出する者は、当該税務書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。）を記載しなければならぬ。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該税務書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該税務書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

ばならない。

2 税務書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が押印しなければならない。

- 一 当該税務書類を提出する者が法人である場合 当該法人の代表者
- 二 納税管理人又は代理人によつて当該税務書類を提出する場合 当該納税管理人又は代理人
- 三 不服申立人が総代を通じて当該税務書類を提出する場合 当該総代
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該税務書類を提出する者